

連載

知っていますか？

自治基本条例

No.4

今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「まちづくりの基本原則」について紹介します。

市民参加

子どもや青少年のまちづくりへの参加 (第5・6条)

- ・まちづくりは、市民の参加によって行われる。
- ・市は、市政に関する企画立案、実施および評価の各段階において、市民参加を保障しなければならない。
- ・市民参加は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的経済的環境などの違いにかかわらず、平等な権利を有する。
- ・子どもや青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。
- ・市民および市は、子どもや青少年がまちづくりに参加できるように配慮する。

具体的な取り組み

- ・パブリック・コメントの実施
- ・各種委員会委員の公募 など

情報共有(第7条)

- ・市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受けたり、自ら取得する権利を有する。
- ・市民は、まちづくりに必要な知識を学ぶ権利を有する。
- ・市は、情報共有に関する市民の権利を尊重しなければならない。
- ・市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。
- ・市は、まちづくりの情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、わかりやすく説明する責務がある。
- ・市は、市民がまちづくりに必要な知識を得るための学習環境を整備するよう努めなければならない。

具体的な取り組み

- ・広報などの発行
- ・懇談会の実施
- ・セミナーの実施 など



連携・協力(第8条)

- ・市民および市は、それぞれの役割や責任を分担し、相互理解のもと、連携・協力してまちづくりを進める。

コミュニティ自治

(第9条)

- ・市民および市は、地域の特性を踏まえ、コミュニティの自主性や自立性を尊重しなければならない。

自主自立の市政運営

(第10条)

- ・市は、国から独立した自治体として、このまちの地域的特性や市民の利益を最重視する立場から、国に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、意見を表明する。



問い合わせ

企画課企画調整係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3308)

FAX 01654③9083

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

統一地方選挙のお知らせ

4月12日(日)は北海道知事および北海道議会議員選挙、26日(日)は名寄市議会議員選挙が行われる予定です。道議および市議会議員選挙の立候補予定者説明会はそれぞれ3月中に開催予定です。

●立候補できる人(刑罰等で被選挙権のない人を除く)

- ・北海道知事選挙 …… 選挙期日に満30歳以上の日本国民
- ・北海道議会議員選挙 …… 選挙期日に満25歳以上の日本国民で道議会議員の選挙権を有する人
- ・名寄市議会議員選挙 …… 選挙期日に満25歳以上の日本国民で市議会議員の選挙権を有する人



問い合わせ 名寄市選挙管理委員会事務局 ☎01654③2111 (内線3322)